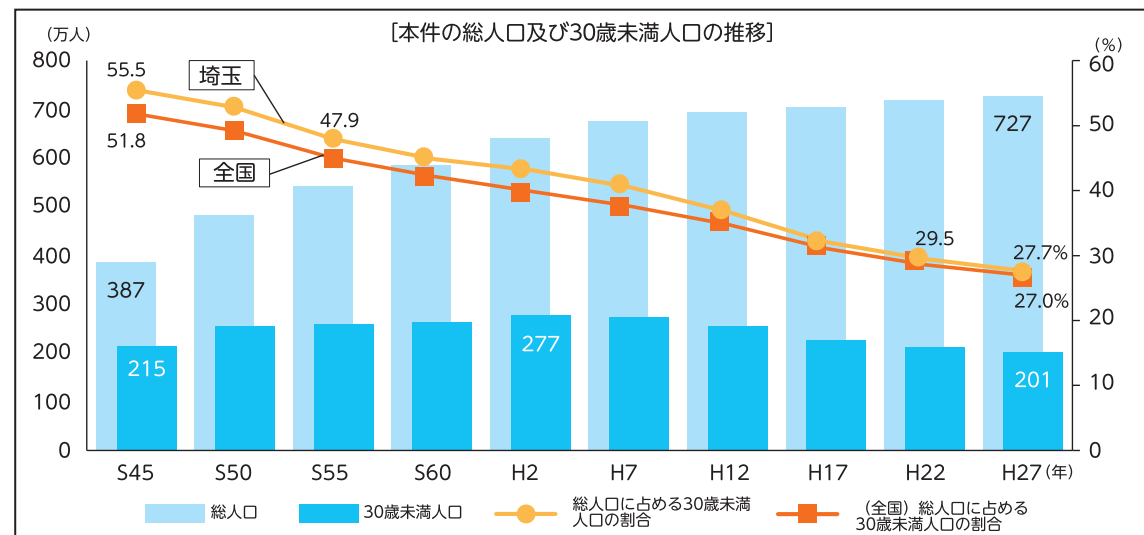


データから見る埼玉県の青少年を取り巻く現状

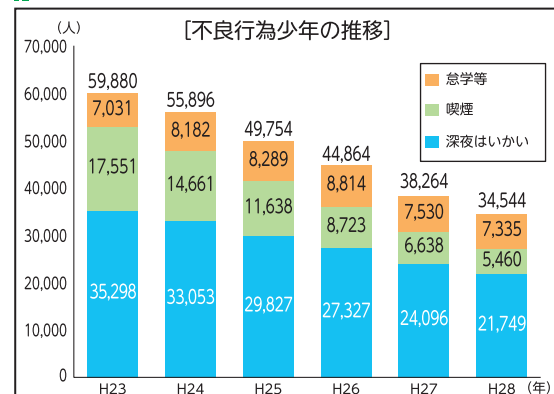
30歳未満人口の減少

埼玉県の30歳未満人口は、平成2年の277万人をピークに減少し、平成27年には201万人となっています。総人口に占める30歳未満人口の割合は、昭和50年代に50%を割って、平成27年には27.7%にまで低下しています。



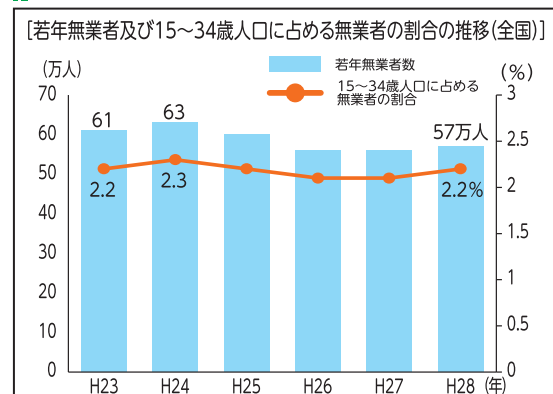
出典：総務省「国勢調査」

非行



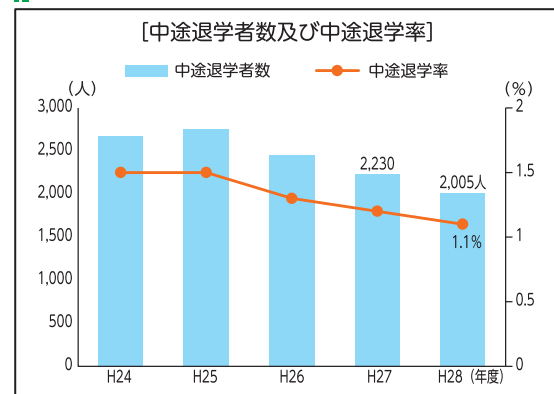
出典：埼玉県警察本部調べ

若者無業者(ニート)



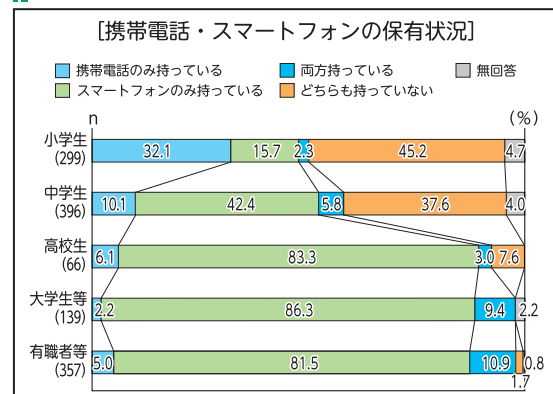
出典：総務省「労働力調査」

高校中退



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

スマートフォン等の利用



出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

埼玉県 青少年健全育成・支援プラン

概要版

平成30年度 2018 ~ 平成34年度 2022



埼玉県県民生活部青少年課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL: 048-830-2905 ファクシミリ 048-830-4754

電子メール a2905@pref.saitama.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0307/>

平成30年6月発行

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、 自立・活躍できる社会を目指して



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっし」

近年、少子高齢化、情報化、グローバル化の進展などにより、青少年を取り巻く環境はかつてないスピードで変化しています。また、AIやロボット技術の進化、普及が急速に進み、10年後には今の仕事の半分はなくなるともいわれています。

先行きが予測できないこれからの時代に、青少年が将来の展望を持って力強く生きていくためには、やり抜く力や創造力などの非認知能力を高めていくことが重要です。

また、非行や貧困、ひきこもりなど、困難な事情を有する青少年の問題は、依然として深刻です。インターネットやスマートフォンの普及は便利さをもたらす一方で、有害な情報も氾濫し、トラブルや犯罪に巻き込まれる事件も絶えません。

これらの問題には家庭の事情や地域社会における人間関係の希薄化など様々な要因が複雑に交錯しており、福祉、教育、労働、警察などの関係機関が連携し、きめ細かく対応していく必要があります。

埼玉県では、このような青少年を取り巻く現状や課題を踏まえ、平成30年度から5年間を計画期間とする「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を策定しました。

位置づけ

- ・埼玉県青少年健全育成条例第4条に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・「埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」を具体的に推進する分野別計画

埼玉県青少年健全育成条例とは

青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにし、県が行う施策を定めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

子ども・若者育成支援推進法とは

教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることの二つを主な目的としています。

期間 平成30年度 から 平成34年度 までの5年間
(2018年度) (2022年度)

対象者 おおむね30歳未満

ただし、施策によっては社会生活を円滑に営む上で困難を有する30歳代も対象
中心はおおむね10歳から24歳

基本目標Ⅰ

明日の埼玉を担う青少年の 育成と自立支援

- ◆豊かな人間性や社会性を育むための支援
 - ・多様な体験活動の推進
 - ・健康づくりの推進
 - ・読書活動の推進 など
- ◆社会参加及び自立への支援
 - ・勤労観・職業観の醸成
 - ・職業能力の開発・就労支援
 - ・ネットリテラシー・情報モラル教育の促進 など

基本目標Ⅱ

困難を有する青少年への支援

- ◆困難な状況に応じた支援
 - ・若年無業者（ニート）やひきこもりの若者への支援
 - ・いじめ、不登校、高校中退対策の推進
 - ・子供の貧困対策の推進
 - ・多様な機関の連携による相談・支援体制の充実 など
- ◆青少年の非行対策
 - ・非行防止の取組の推進
 - ・非行少年の立ち直り支援 など

基本目標Ⅲ

青少年の健やかな成長を支える 環境の整備

- ◆青少年を育む家庭・学校・地域の環境整備
 - ・より良い家庭環境づくりへの支援
 - ・放課後の居場所や活動の場づくりの推進
 - ・地域活動の促進と気運の醸成 など
- ◆青少年を取り巻く社会環境の整備
 - ・インターネット対策の推進
 - ・犯罪被害防止対策の推進
 - ・交通安全対策・災害安全教育の推進 など

